

情報系プリンター式賃貸借 仕様書

1 目的

現行の情報系プリンターのリース期間満了に伴い、新しくプリンターの賃貸借を行う。

2 調達内容

(1) 賃貸借物件

主な調達物品及び数量は次のとおりとする。詳細な機器の仕様は「(様式第5号)機能等証明関係書類」のとおりとする。

	調達物件	数量
1	プリンター (5年間の保守を含む)	37台

(2) 調達方法

賃貸借とする。

(3) 賃貸借期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで(60か月、各月均等払い)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

なお、賃貸借期間満了の1月前までに発注者が再賃借を申し出た場合は、賃貸借期間満了後1年間以上の再賃借が可能であること。また、その際の月額賃借料は、「月額賃借料(保証に係る費用を除く)の10分の1以下の額」とすること。

3 賃借料の支払

賃借料は、入札金額を履行月数で除して得た金額(月額)を当月の履行期間終了後、適正な請求書を受領して30日以内に支払う。なお、月額に端数が生じる場合は、最終支払月分(令和8年9月分)で調整する。

4 搬入設置等

受注者は、発注者の指示に従い、賃貸借物件を所定の場所に設置するとともに、既設の置換対象プリンターを回収品保管場所に移転するものとする。

搬入期限、設置場所、及び回収品保管場所は次のとおりとし、搬入日、搬入作業の方法等の詳細については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。

(1) 搬入期限

令和3年9月30日(木曜日)

(2) 設置場所

別紙「賃貸借物件設置場所」のとおり

(3) 回収品保管場所

廿日市市役所本庁舎内

5 賃貸借物件に対する諸設定

受注者は、発注者の指示に従い、賃貸借物件に I P アドレス等の設定および既設プリンタと L A N ケーブルの差し替えを行い、テストプリントを行い正常動作を確認すること。また、当該機器に、リース期間、管理番号（市の指定）を記載したラベルを貼付すること。

なお、オプション部品がある場合は、当該部品の取り付け及び諸設定を行い正常動作を確認すること。

6 P C の設定

受注者は、発注者の指定する P C から賃貸借物件に対し正常に印刷ができるよう必要な設定を行うこと。

対象となる P C の数量は、別紙「P C 一覧」のとおりとし、各 P C の詳細な指定は廿日市市が作業時に指示する。各 P C に設定する賃貸借物件は最寄りの賃貸借物件とする。なお、設定作業時に発注者職員から他の賃貸借物件への設定要望がある場合は、その設定も行うこと。

7 ドライバ適用アプリケーションの提供

受注者は、P C (Windows10) への賃貸借物件に係るドライバ適用において、管理者権限のないユーザでも適用可能なアプリケーションを提供すること。

8 納品物等

各時点における納品物は次のとおりとし、受注者は遅滞なく納品すること。

(1) 契約日

賃貸借物件一覧（型名明記）

(2) 契約締結後

体制表（納品後の連絡先を含む）

(3) 搬入前

ア 賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）

イ ドライバのインストールメディア

ウ 賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）

エ 納品物件一覧

(4) 賃貸借開始後

修理等の保守実施時毎に作業報告書

9 賃貸借期間終了後について

賃貸借期間が満了したとき、賃貸借物件に紙やシール等の残留物が残らないことを確認し、受注者の負担において賃貸借物件を回収・搬出を行うこと。

10 保証等

(1) 保守体制

ア 受注者は、発注者が賃貸借物件を良好に使用できるよう、故障修理、部品交換（消耗部品の定期交換含む）、清掃、調整等の整備（以下「保守整備」という。）を行うこと。

イ 保守整備に要する費用（部品代、消耗部品代を含む）は、明らかに発注者の重過失と判断される場合を除き、全て受注者の負担とする。

ウ 受注者は、発注者から故障等の連絡を受けたときは、故障等受付から原則一週間以内に設置場所で修理（出張修理）を行い、その結果について発注者に報告すること。

エ 保守は平日9：00～17：00の時間対応するものとする。（受注者の定める所定休日及び年末年始の閉庁日を除く）

(2) 契約不適合責任

発注者は、機器に契約の不適合を発見したときは、その事実を知った日から1年以内に関し、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

11 保険

本契約期間中、受注者の負担により動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害（地震および噴火を除く）」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとする。

12 公租公課

賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

13 権利義務の譲渡禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。